

大堰川漁業協同組合遊漁規則の変更について

1 変更の概要

- ・アユの友釣り専用区の削除

2 新旧対照表

変更前					変更後														
(遊漁の方法) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。					(遊漁の方法) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。														
ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間	ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間										
略	略	略	専用区以外の区域	略	略	略	略	全域	略										
<p><u>2 漁場区域に次の表のとおりア欄の魚種について、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の区域においてエ欄の期間に釣専用区を設ける。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア魚種</th> <th>イ漁具漁法</th> <th>ウ区域</th> <th>エ期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">あゆ</td> <td rowspan="3">友釣り漁具漁法</td> <td>南丹市八木町船枝 20丁堰から下流、同町美里新庄橋までの桂川</td> <td rowspan="3">6月1日から8月15日までの期間内で組合が定める期間</td> </tr> <tr> <td>南丹市八木町山室蓼島 統合堰から下流、同町北広瀬夢かなえ橋までの桂川</td> </tr> <tr> <td>南丹市園部町越方新庄堰から下流、同町川辺大橋までの桂川</td> </tr> </tbody> </table>					ア魚種	イ漁具漁法	ウ区域	エ期間	あゆ	友釣り漁具漁法	南丹市八木町船枝 20丁堰から下流、同町美里新庄橋までの桂川	6月1日から8月15日までの期間内で組合が定める期間	南丹市八木町山室蓼島 統合堰から下流、同町北広瀬夢かなえ橋までの桂川	南丹市園部町越方新庄堰から下流、同町川辺大橋までの桂川	<p><u>2 削除</u></p>				
ア魚種	イ漁具漁法	ウ区域	エ期間																
あゆ	友釣り漁具漁法	南丹市八木町船枝 20丁堰から下流、同町美里新庄橋までの桂川	6月1日から8月15日までの期間内で組合が定める期間																
		南丹市八木町山室蓼島 統合堰から下流、同町北広瀬夢かなえ橋までの桂川																	
		南丹市園部町越方新庄堰から下流、同町川辺大橋までの桂川																	
<p><u>3 第1項及び第2項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。</u></p>					<p><u>2 第1項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。</u></p>														